

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	児童手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、児童手当支給事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))により操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童手当支給事務
②事務の概要	児童手当は、児童手当法に基づき、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする」制度（児童手当法第1条）である。また、その管理に当たっては、以下の事務により行うものである。 1. 児童手当の認定および支給資格の継続に関する事務 ①認定請求書、額改定認定請求書、現況届の受付 ②支給要件の審査 ③認定通知書、額改定通知書、却下通知書および振込通知書の送付 2. 児童手当の支給情報の変更に関する事務 ①住所・氏名変更届の受付 ②口座変更届の受付 ③支給要件該当の可否の審査（別居監護申立および監護相当・生計費負担についての確認等） 3. 児童手当の支給資格の消滅および支給額の減額に関する事務 ①受給事由消滅届および額改定届の受付 ②支給事由非該当および年齢区分判定の審査 ③消滅通知書および額改定通知書の送付 4. 公金受取口座の利用に関する事務 ①公金受取口座の照会 ②公金受取口座への支払
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

児童手当情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表81の項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第3項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第5条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項、125の項、141の項、161の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条、第127条、第143条、第163条 情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106の項及び107の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第108条及び第109条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども家庭部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6866)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども家庭部 子育て支援課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6354)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ住基ネット照会を行い、その記録を残している。特定個人情報の記載がある文書は、施錠できる保管場所に保管している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月26日	Ⅱ－１	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成28年6月26日	Ⅱ－２	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月22日	Ⅰ－１	児童手当システム、中間サーバー、統合宛名システム	児童手当システム、中間サーバー、統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年5月22日	Ⅰ－５	子育て支援課長 白石 浩人	課長 横山 憲	事後	人事異動に伴う変更
平成29年5月22日	Ⅱ－１	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月22日	Ⅱ－２	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年6月1日	Ⅰ－３	番号法第9条第1項 別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	番号法第9条第1項 別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第3項	事後	
平成31年2月14日	Ⅱ－１	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年2月14日	Ⅱ－２	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	Ⅰ－４②	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条及び第40条の2	事後	国の根拠法令の改正
令和2年3月19日	Ⅱ－１	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年3月19日	Ⅱ－２	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	Ⅱ－１	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年1月29日	Ⅱ－２	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	Ⅰ－４②	情報提供 番号法第19条第7号 別表第二の26の項、30の項及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条及び第44条	情報提供 番号法第19条第8号 別表第二の26の項、30の項、87の項、106の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第53条	事後	国の根拠法令の改正
令和3年11月11日	Ⅰ－４②	情報照会 番号法第19条第7号 別表第二の74の項及び75の項	情報照会 番号法第19条第8号 別表第二の74の項及び75の項	事後	時点修正
令和3年11月11日	Ⅱ－１	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年11月11日	Ⅱ－２	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	表紙 特記事項	捜査カード(職員証)やパスワード	2要素認証(ID・パスワード・生体認証(顔認証))	事後	認証方式の変更に伴う修正
令和4年11月11日	Ⅰ－１		4. 公金受取口座の利用に関する事務 ①公金受取口座の照会 ②公金受取口座への支払	事前	事務内容の追加
令和4年11月11日	Ⅰ－３	番号法第9条第1項 別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第3項	番号法第9条第1項 別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第3項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第5条	事後	時点修正
令和4年11月11日	Ⅱ－１	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年11月11日	Ⅱ－２	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	Ⅰ-5	保健福祉部	こども家庭部	事後	部局名の変更
令和5年11月13日	Ⅰ-8	保健福祉部	こども家庭部	事後	部局名の変更
令和5年11月13日	Ⅱ－１	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年11月13日	Ⅱ－２	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	Ⅰ－１②	③支給区分の審査		事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	Ⅰ－１②	④認定通知書、額改定通知書、却下通知書および振込通知書の送付	③認定通知書、額改定通知書、却下通知書および振込通知書の送付	事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	Ⅰ－１②	③支給要件該当の可否の審査	③支給要件該当の可否の審査(別居監護申立および監護相当・生計費負担についての確認等)	事後	事務内容の変更
令和7年3月7日	Ⅰ－３	番号法第9条第1項 別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第3項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第5条	番号法第9条第1項 別表81の項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第3項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第5条	事後	国の根拠法令の改正
令和7年3月7日	Ⅰ－４	情報提供 番号法第19条第8号 別表第二の26の項、30の項、87の項、106の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第53条 情報照会 番号法第19条第8号 別表第二の74の項及び75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条及び第40条の2	情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項、125の項、141の項、161の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第44条、第127条、第143条、第163条 情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106の項及び107の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第108条及び第109条	事後	国の根拠法令の改正
令和7年3月7日	Ⅱ－１	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	Ⅱ－２	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年3月7日	Ⅳ－８		申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ住基ネット照会を行い、その記録を残している。特定個人情報の記載がある文書は、施錠できる保管場所に保管している。	事後	記載項目追加
令和7年3月7日	Ⅳ－11		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	記載項目追加